

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令を廃止する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令を廃止する省令 (平成二十五年総務省令第三十三号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>附則 (戦後強制抑留者に対する慰労金の支給に関する経過措置) 第四条 経過措置令第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる廃止法第一条の規定による廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)第二十一条第一項に規定する慰労金の支給に係る旧基金省令第十六条第一項及び第十八条並びに様式第一号、様式第二号及び様式第三号の規定の適用については、旧基金省令第十六条第一項及び第十八条中「基金に」とあるのは「総務大臣に」と、旧基金省令様式第一号中</p> <p>「 ※1 委任する 2 委任しない、 国債受領希望取扱店名」</p> <p>特別基金に とあるのは 「 国債受領希望取扱店名」</p> <p>と、「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」と、「国債受領希望取扱店名」の欄は、国債の受領を委任する場合は記入する必</p>	<p>附則 (戦後強制抑留者に対する慰労金の支給に関する経過措置) 第四条 経過措置令第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる廃止法第一条の規定による廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)第二十一条第一項に規定する慰労金の支給に係る旧基金省令第十六条第一項及び第十八条並びに様式第一号、様式第二号及び様式第三号の規定の適用については、旧基金省令第十六条第一項及び第十八条中「基金に」とあるのは「総務大臣に」と、旧基金省令様式第一号中</p> <p>「 ※1 委任する 2 委任しない、 国債受領希望取扱店名」</p> <p>特別基金に とあるのは 「 国債受領希望取扱店名」</p> <p>と、「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」と、「国債受領希望取扱店名」の欄は、国債の受領を委任する場合は記入する必</p>

要はありません。委任しない場合には」とあるのは、「国債受領希望取扱店名」の欄には」と、「郵便局（簡易郵便局を除く。）又は日本銀行の本店、支店、代理店若しくは国債代理店」とあるのは、「日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店」と、「局又は店名」とあるのは「店名」と、旧基金省令様式第二号中「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」と、「第十五条第一項」とあるのは「第十九条第二項」と、「不服申立て」とあるのは「審査請求」とする。

要はありません。委任しない場合には」とあるのは、「国債受領希望取扱店名」の欄には」と、「郵便局（簡易郵便局を除く。）又は日本銀行の本店、支店、代理店若しくは国債代理店」とあるのは、「日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店」と、「局又は店名」とあるのは「店名」と、旧基金省令様式第二号及旧基金省令様式第三号中「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」とする。